

日本民家園学芸業務非常勤職員設置要綱

24川教民第248号

平成25年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市教育委員会非常勤職員に関する規則（昭和63年川崎市教育委員会規則第3号。以下「規則」という。）及び平成17年3月3日付け16川教庶第1274号教育長通知別紙「川崎市教育委員会非常勤職員に関する取扱要領」に基づき、日本民家園学芸業務非常勤職員（以下「学芸業務員」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 学芸業務員は、次の各号に掲げる職務に従事する。

- (1) 日本民家園の学芸業務に関すること。
- (2) 日本民家園の教育普及事業に関すること。
- (3) その他日本民家園の運営に必要な業務に関すること。

(任用)

第3条 学芸業務員は、前条に掲げられる職務の遂行能力があると認められる者から、日本民家園長（以下「所属長」という。）が選考し、文化財課長、庶務課長の合議を経て総務部長の決裁を受けなければならない。

2 学芸業務員の任期は、原則として1年以内とする。

(公募)

第3条の2 前条第1項の選考に当たっては公募を行うこととする。

(定数)

第4条 学芸業務員の定数は、日本民家園に3名とする。

(身分及び任用の更新)

第5条 学芸業務員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤とする。

2 教育長は、任用期間内の勤務成績が良好である学芸業務員について、その任用期間を4回に限り更新することができる。この場合において、更新回数が上限に達した学芸業務員について、川崎市教育委員会非常勤職員に関する規則第3条第1項の規定による選考を経た上で再度の任用をすることを妨げるものではない。

(退職)

第6条 学芸業務員は次の各号のいずれかに該当するときは、その日をもって退職する。

- (1) 任用期間が満了した日
- (2) 退職を願い出て承認があった日
- (3) 死亡したとき

(守秘義務)

第7条 学芸業務員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(勤務日及び勤務時間等)

第8条 学芸業務員の勤務日は、週4日で所属長の指定した日とする。

- 2 前項の規定により所属長の指定した日が、国民の祝日に関する法律（昭和29年法律第178号）に規定する休日、1月2日及び同月3日、12月29日から同月31日までの日と重なった場合は、その日については勤務を要しない日とする。
- 3 学芸業務員の勤務時間は、原則として午前8時45分から午後5時00分までとする。ただし、必要な場合は1日の勤務時間が7時間15分を超えない範囲内で、あらかじめ所属長が指定した時間に変更することができる。また、所定の勤務時間の途中で休憩時間を置くものとする。

(勤務を要しない日の振替)

第8条の2 所属長は、学芸業務員に勤務を要しない日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間内にある勤務日を勤務を要しない日に変更して、当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

(時間外勤務)

第8条の3 所属長は、学芸業務員に正規の勤務時間を超えて勤務することを命じ、又は勤務を要しない日に勤務することを命ずることはできない。ただし、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合において、学芸業務員に正規の勤務時間を超えて勤務することを命じ、又は勤務を要しない日に勤務することを命じなければ公務の運営に著しい支障が生ずるために業務上やむを得ないと認められるときは、この限りでない。

(年次有給休暇)

- 第9条 学芸業務員に対して、別表第1に掲げる区分に応じた年次有給休暇を、原則として1日を単位に付与することができる。ただし、4月1日から翌年3月31日までの期間（以下「会計年度」という。）の途中で任用された学芸業務員については、その会計年度内において任用期間に応じて別表第2に規定する日数を付与することができる。
- 2 第5条の規定に基づき、任用期間の更新又は再度の任用をされた場合において、前年度（直近1年度に限る。）に付与した年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数がある場合は、当該年度に限り繰り越すことができる。

(特別休暇)

第10条 学芸業務員に対して、川崎市教育委員会非常勤職員に関する取扱要領に定めるところにより特別休暇を付与することができる。

(育児休業)

第11条 学芸業務員は、川崎市教育委員会非常勤職員に関する取扱要領に定めるところにより育児休業をすることができる。

(部分休業)

第12条 教育長は、学芸業務員が請求した場合において、川崎市教育委員会非常勤職員に関する取扱要領に定めるところにより部分休業を承認することができる。

(報酬)

第13条 学芸業務員には、第1種報酬、第2種報酬及び第3種報酬を支給する。

2 第1種報酬の月額は、次のとおりとする。

勤務時間	午前8時45分から 午後5時00分まで (7時間15分勤務)
1週間の勤務日数	
4 日	170,000円

3 第2種報酬の額は、川崎市教育委員会非常勤職員に関する取扱要領第15条第3項及び第5項に定めるところによる。

4 第3種報酬の額及びその基礎となる勤務時間数は、川崎市教育委員会非常勤職員に関する取扱要領に定めるところによる。

5 前各項に規定する第1種報酬、第2種報酬及び第3種報酬の支給方法は、正規職員の例による。

(月の中途任用又は退職等の場合の第1種報酬)

第14条 学芸業務員が月の途中において任用された場合の当該月の第1種報酬額は、当該月の初日から任用日の前日までの間の本来勤務すべき日数に1日の勤務時間数を乗じて得た額に、第16条に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を乗じて得た額を前条第2項の第1種報酬月額から減額する。

2 学芸業務員が月の途中において退職した場合の当該月の第1種報酬額は、退職日の翌日から当該月の末日までの間の本来勤務すべき日数に1日の勤務時間数を乗じて得た額に、第16条に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を乗じて得た額を前条第2項の第1種報酬月額から減額する。ただし、死亡退職の場合は、全額支給するものとする。

(第1種報酬の減額)

第15条 第1種報酬が月額で定められている学芸業務員が勤務日に勤務しないときは、有給の休暇を取得している期間を除き、その勤務しない1時間につき、次条第1項に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を、第13条第2項に定める第1種報酬月額から減額して支給する。

(勤務1時間当たりの第1種報酬額)

第16条 学芸業務員の勤務1時間当たりの第1種報酬額は、1,353円とする。

(費用弁償)

第17条 学芸業務員がその職務のため出張するときは、別に定めるものを除き、川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例(昭和22年川崎市条例第12号)第5条第2項及び第3項の規定に基づき、川崎市旅費支給条例(昭和22年川崎市条例第21号)別表の4等級に相当する旅費又は川崎市職員の市内出張旅費に関する規則(昭和37年川崎市条例第50号)の規定による旅費を費用弁償として支給する。

2 前項の費用弁償の支給方法は、正規職員の例による。

(服務)

第18条 所属長は、学芸業務員について、その勤務状況を出勤簿及び時間外勤務命令簿兼振替命令簿により把握するとともに、その職について任用時に定めた服務が守られるよう指揮監督しなければならない。

2 所属長は、学芸業務員が服務に違反した場合、心身の故障のためその業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられない場合その他その職に必要な適格性を欠く場合は、直ちに総務部長に報告するとともに、適切な措置を行うものとする。

(社会保険の適用)

第19条 学芸業務員に対する社会保険の適用については、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の定めるところによる。

(公務災害等の補償)

第20条 学芸業務員の公務上の災害又は通勤による災害の補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによる。

2 学芸業務員が公務上の災害又は通勤による災害を受け、勤務日に勤務しない場合、当該期間に対する第1種報酬及び第2種報酬は支給しない。

(健康診断)

第21条 学芸業務員には、正規職員に準じて健康診断を実施する。

(定めのない事項)

第22条 この要綱に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他関係法令の定めるところによる。

(委任事項)

第23条 この要綱の施行について必要な事項については、その都度所属長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 本要綱の施行により日本民家園施設管理非常勤職員設置要綱を廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第9条関係）

1週間の勤務日数	勤続年数ごとの休暇日数				
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
4日	7日	8日	9日	10日	12日
	13日	15日	15日	15日	15日

備考 従前の任用から引き続いて再度の任用をされた学芸業務員については、再度の任用以後の勤務年数に応じてこの表を適用するものとし、それぞれ下段の休暇日数を付与するものとする。

別表第2（第9条関係）

1週間の勤務日数	勤続年数ごとの休暇日数						
	4月～9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
4日	7日	3日	3日	2日	2日	1日	1日